

「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から 公安委員会への任意の届出ガイドライン」について

◇総務部◇

道路交通法の一部を改正する法律のうち、一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度に関する規定が平成26年6月1日より施行されたことを受け、この度、日本医師会では「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」を作成し、下記ホームページに掲載しております。

会員の皆様におかれましては、ガイドラインをご活用いただきたくお知らせいたします。

ホームページアドレス

●日本医師会

http://www.med.or.jp/

●「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から 公安委員会への任意の届出ガイドライン」 http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20140910 1.pdf



- 生命保険「団体扱い」のお奨め-

◇医業経営・福利厚生部◇

会員の皆様が加入されている下記生命保険会社 (8社)の保険を、当会の『団体扱い契約』にしますと保険料が割引されます。

契約者が会員本人で『個人扱い』にてご加入されているご契約がありましたら、該当の生命保険会社担当者へ『北海道医師会の団体扱い』に変更したい旨、お伝えいただき、所定の手続きをお願いいたします。

記

【団体扱い生命保険会社名】

日本生命、ジブラルタ生命(旧セゾン生命分除く)、 第一生命、住友生命、明治安田生命、富国生命、 朝日生命、三井生命

- ※実際の割引料につきましては、ご契約の保険会 社にお問い合わせください。
- ※当会を退会した場合は、会員へ確認の上、個人 扱いへ変更させていただきます。

団体扱いに変更された場合の保険料の払込方法は、以下のとおりです。

開業会員⇒「国保診療報酬」から引去 勤務医会員⇒口座振替により毎月12日に 所定の口座から振替いたします。

【口座振替 取扱銀行】

北海道銀行 本店、各支店 北洋銀行 本店、各支店

2行のみ

「問い合わせ先」

○団体扱い該当の生命保険会社 または

〇北海道医師会『事業第五課』(四011-231-1434)